

県災害対策本部の代替施設について

平成 29 年 3 月 14 日
災 害 対 策 課

1. 代替施設検討の目的について

熊本地震の発生を受けて、三重県で実施した課題整理において、「耐震不足の庁舎等の重要拠点の被災による業務の停滞」という問題点を抽出した。その対応の方向性として、県災害対策本部の代替施設の選定を行い、地域防災計画等に明記」することとしました。

2. 三重県災害対策本部の設置場所に関する記載内容について

三重県災害対策本部の設置場所は、地域防災計画等には非常体制において「県庁講堂」のみが記載（下記参照）されており、県庁講堂が利用できない場合の措置については記載されていません。

- (1) 予防編 (地震・津波対策編 P.115) ※本部の代替施設について記載なし
(2) 発災後対策編 (地震・津波対策編 P.164)

(1) 県災対本部（本庁）の概要

名称	三重県災害対策本部（県災対本部）
本部長	知事
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。
設置場所	災害対策室（防災対策部内）又は県庁講堂
設置基準	「県が実施する対策 1 災害対策のための配備体制 (1) 配備基準」で定める基準による。
廃止基準	県の地域内に震災の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。
組織	別図 1 及び別表 1 参照

(3) 添付資料（三重県災害対策本部運営要領 P.28）

1. 県災対本部室等の開設

総括班は、効率的な応急対策活動を推進し、防災対策についての協議・調整を行うため県災対本部室等を開設する。

県災対本部室及び会議室は、次の区分により開設する。

	本部室	本部員会議	災害対策統括部 調整会議
警戒体制	災害対策室又は プレゼンテーシ ョンルーム	プレゼンテーシ ョンルーム	災害対策室又は プレゼンテーシ ョンルーム
非常体制	県庁講堂	県庁講堂又はプ レゼンテーショ ンルーム	県庁講堂

2. 県災対本部室（県庁講堂）の準備

県災対本部を県庁講堂に開設する場合、庁舎管理・車両班は、総括班の要請を受け、机・椅子等備品の配置、照明器具及び通信施設等速やかに本部室等の開設準備を行うものとする。

3．災害対策本部機能の代替施設の条件

県庁講堂が利用できない場合の代替施設を検討するにあたり、災害対策本部の業務を行うために最低限必要となる条件を下記のとおり整理しました。

- (1) 一定規模の広さ（本部事務局職員、関係機関が参集し、情報収集・整理・分析、計画立案するために必要となるスペース）
- (2) 通信機能
既に通信機能が確保されている施設が最も望ましいが、通信機能が整備されていない施設については、可搬型の通信機器を確保
- (3) 安全性（2次災害を受ける可能性の無い施設等）
 - ア．耐震化された施設
 - イ．津波浸水想定区域外
 - ウ．洪水浸水想定区域外
 - エ．土砂災害警戒区域外
- (4) アクセス性
 - ア．参集職員等が参集できるアクセス性
 - イ．業務継続性確保のため、元施設から極力近い場所に立地する施設

4．県災害対策本部の代替施設について

県災害対策本部は業務継続性の確保が必要となります。県有施設は耐震化が完了していませんが、不測の事態により利用できない場合は、上記の基準に照らし合わせ、県庁敷地内で利用可能な設備が整っている「行政棟」内にスペースと機能を確保する方針とし、平成28年度の地域防災計画の改正については、下記について変更を行う予定です。

（地域防災計画改正ポイント）

【本編 第2部 災害予防・減災対策】

- ・本部運営要領の活動方針を具体化するための事前準備について、下記を追記。
「不測の事態により、県庁講堂が利用できない場合に備え、行政棟内において利用可能なスペースを予め検討しておくものとする。」

【添付資料 発災後対策編 本部運営要領】

- ・不測の事態により県庁講堂が利用できない場合の活動方針として下記を追記
「不測の事態により県庁講堂が利用できない場合、行政棟内にスペースと機能を確保する。」